

議題(2) 久御山町水道事業の経営に関することについて

① 検討事項(案)について

ア 料金改定について

(ア) 改定時期と改定率について

- ・経営戦略における改定時期と改定率

改定時期	平成32年度	平成37年度
改定率	24.0%	16.9%

(イ) 料金体系について

- ・現行料金体系：用途別・逦増型

○本町水道料金表(税抜)

用途	料金		超過料金(1m ³ につき)			
	基本料金(1箇月)					
	水量	金額				
家事用	～8m ³	858円	9m ³ ～20m ³	21m ³ ～50m ³	51m ³ ～	
			113円	135円	148円	
営業用	～10m ³	1,200円	11m ³ ～25m ³	26m ³ ～50m ³	51m ³ ～500m ³	501m ³ ～
			135円	147円	160円	178円
工場用	～20m ³	2,600円	21m ³ ～50m ³	51m ³ ～100m ³	101m ³ ～500m ³	501m ³ ～
			145円	155円	161円	178円
官公署用	～25m ³	3,867円	26m ³ ～50m ³	51m ³ ～500m ³	501m ³ ～	
			172円	178円	183円	
臨時用	～40m ³	7,191円	41m ³ ～			
			218円			

○府内市町料金体系別集計表

区分 体系	基本料金	従量料金		合計	対象市町
		全口径同	口径別		
用途別	基本水量あり			5事業体	宇治市・宮津市・八幡市・大山崎町・久御山町
口径別	基本水量あり	4事業体	3事業体	7事業体	京都市・亀岡市・木津川市・井手町・精華町・京丹波町・与謝野町
	基本水量なし	5事業体	2事業体	7事業体	福知山市・綾部市・城陽市・向日市・長岡京市・京田辺市・宇治田原町
	計	9事業体	5事業体	14事業体	
用途口径別	基本水量あり	1事業体	なし	1事業体	舞鶴市
その他	基本水量あり			2事業体	京丹後市(均一)・南丹市(区域別)

※全ての事業体において逦増型従量料金制を採用している。

イ 水道事業の課題について

(ア) 地下水利用専用水道について

近年、大口使用者の地下水利用が拡大し、給水量の減少、経営状況の悪化の大きな要因の一つとなっている。

a 料金体系の見直し

例：逡増型従量料金制 → 単一従量料金制

b 水道施設維持負担金制度

- ・導入自治体：京都市
- ・内容

年間計画使用水量を認定し、1年間の水道水の使用量の実績が「年間計画使用水量の1/2」に満たない場合、負担金を請求する。

c 個別需給給水契約制度

- ・導入自治体：舞鶴市・綾部市・北九州市・岡山市・福島市
- ・内容

個別契約した使用者に対し、設定した基準水量を超えて使用した水量分の料金単価を安くする制度

〈基準水量の例〉

直近1年間のうち月最大使用水量 ÷ 使用日数 × 30日

d 地下水採取規制条例

- ・制定自治体：城陽市・向日市・長岡京市・大山崎町
- ・内容

生活用水の水資源を保全するとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止することを目的とした地下水採取の規制条例

(イ) 基本料金減免制度について

現在本町では、生活保護世帯などに対し、上下水道料金のうち基本料金の一部を減額する制度を導入している。

a 対象者

- ・生活保護世帯
- ・65歳以上のひとり暮らし老人世帯で非課税世帯
- ・18歳未満の児童を養育する母子世帯で非課税世帯

b 減免額

- ・水道料金 500 円／月（税抜）
- ・下水道使用料 500 円／月（税抜）

c 減額分に対する負担

- ・減額相当分を補填するため一般会計から繰入れを行っている。
（ただし、生活保護世帯分を除く。）

d 府内市町の状況

○府内市町実施状況表

状況 事業	制度	一般会計繰入金		合計	対象市町
		あり	なし		
水道	あり	3 事業体	2 事業体	5 事業体	宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・京丹波町
	なし			17 事業体	その他 17 市町
下水道	あり	3 事業体	3 事業体	6 事業体	綾部市・宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・京丹波町
	なし			16 事業体	その他 16 市町

(ウ) 開栓手数料について

現在本町では、給水栓の開栓の申込者から申込みの際に、開栓手数料を徴収している。

a 手数料（税抜）

- ・13mm 473 円
- ・20mm 565 円
- ・25mm 760 円 等

b 実績

- ・平成 28 年度 件数：222 件 手数料：103,024 円（税抜）
- ・平成 29 年度 件数：192 件 手数料：110,846 円（税抜）

c 開閉栓に係る経費（開閉栓作業委託料（税抜））

- ・平成 28 年度 510,300 円
- ・平成 29 年度 512,400 円

d 府内市町の状況

○府内市町開閉栓手数料状況表

市町名	内容
舞鶴市	開栓・閉栓手数料 500 円
綾部市	閉栓手数料 500 円
宮津市	開栓・閉栓手数料 477 円
向日市	開栓・閉栓・名義変更手数料 300 円
八幡市	開栓手数料 1,000 円
京田辺市	開栓手数料 500 円
京丹後市	開栓・閉栓手数料 1,000 円
南丹市	開栓・閉栓手数料 200 円
久御山町	開栓手数料 口径別
井手町	開栓手数料 1,142 円
精華町	開栓手数料 1,500 円
京丹波町	開栓・閉栓手数料 3,000 円
与謝野町	開栓・閉栓手数料 500 円
その他 9 市町	なし